

行政経営改革大綱策定の必要性

本市における人的、財政的な経営資源の制約が強まる中、まちづくりの基本理念の実現をしっかりと下支えするためには、必要な財源の確保と、選択と集中による事業の実施にスピード感を持って取り組む、持続可能な行財政運営を維持していくことが必要です。

このようなことを踏まえ、行財政改革に関連する計画等を統合し、一体的な取り組みを強化するため、平成31年3月に「天草市行政経営改革大綱」を策定しました。

この大綱の期間が、令和5年3月までであることから、今後も、人（職員）、物（施設やインフラ）、金（財源）、情報を有効に活用して、行政の運営を「管理」ではなく「経営」と考え、変革の時代に的確に対応するとともに、市民の目線に立ったサービスを提供し、市民満足度が向上するよう、「成果」に重点を置いた行政経営を目指した「たゆまぬ改革」に取り組む必要があることから、令和5年度からの第2次天草市行政経営改革大綱を策定し、行政経営改革に取り組む必要があります。

○天草市総合政策審議会条例

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- （1） 総合計画及び行政経営改革大綱の策定及び変更に関すること。
- （2） 総合計画及び行政経営改革大綱の推進に関すること。
- （3） その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第1号に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、必要な意見を述べることができる。